



令和 8 年 8 月より 高額療養費の上限額が変わります



令和 8 年 8 月より高額療養費制度が改正され、所得に応じた自己負担限度額が引き上げられます。改正後の上限額は下記の表のとおりです。

また、長期療養者への配慮の観点から「多数回該当」※1の金額は据え置かれ、新たに年単位の上限「年間上限」※2が新設されます。

高額療養費制度の見直しは、令和 8 年度と令和 9 年度の 2 段階にわけて実施されます。令和 8 年 8 月～令和 9 年 7 月までの内容は同封のリーフレットをご覧ください。また、令和 9 年 8 月以降の見直しについては来年の国保だよりに掲載を予定しています。

※1「多数回該当」とは、1 年（直近12 ヶ月）の間に、同じ世帯で 3 回以上高額療養費に該当した場合、4 回目から適用される限度額です。

※2「年間上限」とは、1 年間（前年 8 月 1 日～ 7 月31日、初回の計算期間は令和 8 年 8 月 1 日～令和 9 年 7 月31日）にかかった自己負担の合計額が年間上限の金額を超えた場合、超えた金額が「高額療養費」として支給されます。

高額医療費制度の上限額

（令和 8 年 8 月から令和 9 年 7 月まで）

※高額療養費制度の見直しは令和 8 年度と令和 9 年度の 2 段階にわけて実施します。
下の表は令和 8 年 8 月から令和 9 年 7 月までの内容です。令和 9 年 8 月以降の見直しについては、厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

適用区分		年収目安	入院＋外来【月額上限】 （世帯ごと） （多数回該当）	入院＋外来【年間上限】 （世帯ごと）	外来 （個人ごと） ※70歳以上のみ
70 歳 未 満	70 歳 以 上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300 円＋1% <140,100 円>	1,680,000 円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100 円＋1% <93,000 円>	1,110,000 円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800 円＋1% <44,400 円>	530,000 円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500 円 <44,400 円（※1）>	530,000 円（※2）	月額上限 22,000 円 （年間上限 21.6 万円）
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900 円 <24,600 円>	290,000 円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700 円 <24,600 円>	290,000 円	月額上限 11,000 円 （年間上限 9.6 万円）
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 （年金収入約80万円以下など） 【70歳以上】	15,700 円	180,000 円	月額上限 8,000 円

※1 年収約 200 万円未満である者は、令和 9 年 8 月以降、多数回該当の金額が引き下がる（44,400 円→34,500 円）。

※2 年収約 200 万円未満であることが確認できた者は、年間上限 41 万円を適用し、令和 9 年 8 月以降に償還払い。